

# 撮影マナー・ルールに関する重要事項

## 経緯

2024年3月に発生した、東京都江東区豊洲の体験型デジタルアート施設において、壁4面が鏡に覆われた空間アート作品の中で女性の下着が盗撮される被害が発生し、その盗撮画像がSNSに投稿されてインターネット上に拡散されてしまった事件について、当館の「巨大万華鏡」や「彫刻鏡の部屋」も例外ではなく、地元警察・行政によるご指導ご協力の元、撮影ルールの厳格化、監視カメラの増設と記録、防犯対策の強化等の対応を進めております。また、「美術館」としての気品やイメージを著しく損なう行為・撮影にも厳しく対応して参ります。よって、お客様には以下の事項を厳守して頂くようお願い申し上げます。

## 当館が不適切であると判断する行為

2025.04.18 改定

- ・ コスプレ衣装・仮装での入館・撮影。
- ・ 当館スタッフ・他のお客様への無断撮影。(意図的に背景に被写体が写りこむ撮影も含む)
- ・ 過度な露出がある服装(ミニスカート、胸部が大きく開けた服装、下着、水着、他)での入館、撮影・姿勢を取る行動。被写体の胸部・臀部・その他の卑猥な姿勢で、それを助長する姿での撮影
- ・ 密接に抱き合う、触りあう行為、接吻(キス)など性的表現を助長する行為。  
当館は小さなお子様もご利用頂く商業施設になります。節度を持った撮影・行動をお願い致します。「愛知県青少年保護育成条例」に基づく。
- ・ みだらな行為・卑猥な姿での撮影  
老若男女(LGBT含む)人種を問わず(以下「男女」と称する)が、性器(陰部・胸部・臀部・他)又はそれを連想させる部分(全裸、上裸、下裸、下着、部分露出を含む)を露出させた状態、並びに性行為、それを連想させる行為での撮影(写真・動画・ライブ、その他の手法を含む)に対する行いに加え、交際関係・内縁関係に関わらず「男女」が着衣の上からであっても性器に触れる、またはその行為に及んだ場合に対しても、当館の防犯カメラの映像確認、現場での目撃、他のお客様からのご指摘・ご報告があった場合には、当事者(ご本人・付添人)への事前の断りなく、**110番通報を行い厳しい姿勢で対処**することを、ここに明記致します。これらは下記に示す犯罪法のいずれかに該当します。また、これらの行為を行った撮影(写真・動画・ライブ、その他)をSNS他、投稿サイト並びに裏サイト、非公開サイトへのアップロード・拡散・販売・利益を得ることは、当館への「名誉棄損」に該当し、警察へ被害届、弁護士への対応を含め、民事または刑事訴訟することを、ここに明記致します。

## 適用される法律 (弁護士法人あいち刑事事件総合法律事務所 様より情報提供)

- ・ 迷惑行為防止条例違反(愛知県)
- ・ 性的姿態等撮影罪(刑法 第二条)
- ・ 性的姿態等影像記録(刑法 第六条)
- ・ 性的影像記録保管(刑法 第四条)
- ・ 性的姿態等影像送信罪(刑法 第五条)

・建造物侵入罪（盗撮目的時に適用）

・軽犯罪法第 1 条 20 号

・公然わいせつ(刑法第147条)

・不同意性交等罪・不同意わいせつ罪

※ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、恋愛関係・内縁関係・配偶者・パートナーの間でも成立する。

迷惑行為・犯罪行為に及んだ当事者に関しては、再犯防止のため監視カメラの映像からお顔の分かる映像とお車のナンバーを記録保管させていただきます。

三河工芸ガラス美術館 施設管理・警備担当